【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年３月６日
【会社名】	イオンクレジットサービス株式会社
【英訳名】	AEON Credit Service CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員　神谷 和秀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目１番地 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記の連絡場所で行っております。）
【電話番号】	03－5281－2057
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 財務経理本部長　若林 秀樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田美土代町１番地
【電話番号】	03－5281－2057
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 財務経理本部長　若林 秀樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成24年３月６日開催の取締役会において、欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下２Ⅰにおいて「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）及び2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下２Ⅱにおいて「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び同条第２項第１号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

Ⅰ 2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に関する事項

イ 本新株予約権付社債の銘柄

イオンクレジットサービス株式会社2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

ロ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ⅰ）発行価額（払込金額）

本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額 1,000万円）

（ⅱ）発行価格（募集価格）

本社債の額面金額の102.5%

(ⅲ) 発行価額の総額

150億円及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額の合計額を合計した額

(ⅳ) 券面額の総額

150億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額の合計額を合計した額

（ⅴ）利率

本社債に利息は付さない。

(ⅵ) 償還期限

2016年３月23日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

(ⅶ) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数 100株）

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(ix)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ⅷ) 本新株予約権の総数

1,500個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額の合計額を1,000万円で除した個数の合計数

(ix) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況その他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記ハ記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近の終値）をいう。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(x) 本新株予約権の行使期間

2012年４月６日から2016年３月８日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。

但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における３営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2016年３月８日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債の要項の定めに従い、当社が本新株予約権付社債を取得する場合、取得通知をした日の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権付社債の要項に従い当社が組織再編等を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第１項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における２営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における３営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(xi) 本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 2015年12月23日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期（１暦年を３ヶ月に区切った期間をいう。以下本(2)において同じ。）の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2015年10月１日に開始する四半期に関しては、2015年12月22日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

① (ⅰ)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「Ｒ＆Ｉ」という。）による当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がＢＢＢ－（格付区分の変更が生じた場合は、これに相当するもの）以下である期間若しくは株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「ＪＣＲ」という。）による当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がＢＢＢ（格付区分の変更が生じた場合は、これに相当するもの）以下である期間、(ⅱ)Ｒ＆Ｉ若しくはＪＣＲにより当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は(ⅲ)Ｒ＆Ｉ若しくはＪＣＲによる当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

② 当社が本新株予約権付社債の要項に従い本社債を繰上償還する場合は、当社が本新株予約権付社債権者に対して繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

③ 当社が組織再編等を行うにあたり、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(xii) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(xiii) 本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込があったものとする旨

該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(xiv) 本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

ハ 発行方法

Nomura International plc及びDeutsche Bank AG, London Branchを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前８時（日本時間）までに行われるものとする。

ニ 引受人の名称

Nomura International plc（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）
Deutsche Bank AG, London Branch（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）
Mizuho International plc
その他の引受人は未定

ホ 募集を行う地域

欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）

ヘ 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

（ⅰ）本新株予約権付社債の新規発行による手取金の総額

(1) 払込総額

150億円

(2) 発行諸費用の概算額

5,500万円

(3) 差引手取概算額

149億4,500万円

（ⅱ）本新株予約権付社債の新規発行による手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債及び2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の新規発行による手取金のうち、約150億円は、資本効率の向上を目的として、平成25年３月末までに自己株式取得資金に充当する予定である。自己株式取得に関しては、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を150億円、取得期間を平成24年３月７日から平成25年３月６日までとする自己株式取得枠の設定を決議している。なお、本新株予約権付社債及び2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の払込日以前に自己株式を取得した場合は、当該自己株式取得のために取り崩した手元資金の一部に充当する予定である。また、手取金のうち約150億円は、今後さらなる成長が期待できるアジア地域子会社及び新規展開国等への投融資資金として平成26年２月末までに充当する予定である。

ト 新規発行年月日

2012年３月23日

チ 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

リ 平成24年２月20日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数　156,967,008株

資本金の額　15,466百万円

（注） 当社は新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は平成24年２月20日現在の数字を記載した。

安定操作に関する事項

該当事項なし。

Ⅱ 2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に関する事項

イ 本新株予約権付社債の銘柄

イオンクレジットサービス株式会社2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

ロ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ⅰ）発行価額（払込金額）

本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額 1,000万円）

（ⅱ）発行価格（募集価格）

本社債の額面金額の102.5%

（ⅲ）発行価額の総額

150億円及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額の合計額を合計した額

（ⅳ）券面額の総額

150億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額の合計額を合計した額

（ⅴ）利率

本社債に利息は付さない。

（ⅵ）償還期限

2017年３月23日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

（ⅶ）本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数 100株）

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(ⅸ)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

（ⅷ）本新株予約権の総数

1,500個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額の合計額を1,000万円で除した個数の合計数

（ⅸ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況その他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記ハ記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近の終値）をいう。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(x) 本新株予約権の行使期間

2012年４月６日から2017年３月９日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。

但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における３営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2017年３月９日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債の要項の定めに従い、当社が本新株予約権付社債を取得する場合、取得通知をした日の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権付社債の要項に従い当社が組織再編等を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第１項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における２営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における３営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(xi) 本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 2016年12月23日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期（１暦年を３ヶ月に区切った期間をいう。以下本(2)において同じ。）の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2016年10月１日に開始する四半期に関しては、2016年12月22日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

① (ⅰ)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「Ｒ＆Ｉ」という。）による当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がＢＢＢ－（格付区分の変更が生じた場合は、これに相当するもの）以下である期間若しくは株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「ＪＣＲ」という。）による当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がＢＢＢ（格付区分の変更が生じた場合は、これに相当するもの）以下である期間、(ⅱ)Ｒ＆Ｉ若しくはＪＣＲにより当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は(ⅲ)Ｒ＆Ｉ若しくはＪＣＲによる当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

② 当社が本新株予約権付社債の要項に従い本社債を繰上償還する場合は、当社が本新株予約権付社債権者に対して繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

③ 当社が組織再編等を行うにあたり、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新

株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間
「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

（xii）本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

（xiii）本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込があったものとする旨
該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

（xiv）本新株予約権の譲渡に関する事項
該当事項なし。

ハ 発行方法
Nomura International plc及びDeutsche Bank AG, London Branchを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前８時（日本時間）までに行われるものとする。

ニ 引受人の名称
Nomura International plc（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）
Deutsche Bank AG, London Branch（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）
Mizuho International plc
その他の引受人は未定

ホ 募集を行う地域
欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）

ヘ 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期
（ｉ）本新株予約権付社債の新規発行による手取金の総額
(1) 払込総額
150億円
(2) 発行諸費用の概算額
5,500万円
(3) 差引手取概算額
149億4,500万円

（ⅱ）本新株予約権付社債の新規発行による手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債及び2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の新規発行による手取金のうち、約150億円は、資本効率の向上を目的として、平成25年３月末までに自己株式取得資金に充当する予定である。自己株式取得に関しては、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を150億円、取得期間を平成24年３月７日から平成25年３月６日までとする自己株式取得枠の設定を決議している。なお、本新株予約権付社債及び2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の払込日以前に自己株式を取得した場合は、当該自己株式取得のために取り崩した手元資金の一部に充当する予定である。また、手取金のうち約150億円は、今後さらなる成長が期待できるアジア地域子会社及び新規展開国等への投融資資金として平成26年２月末までに充当する予定である。

ト 新規発行年月日

2012年３月23日

チ 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

リ 平成24年２月20日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数　156,967,008株

資本金の額　15,466百万円

（注） 当社は新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は平成24年２月20日現在の数字を記載した。

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以上